

住まいづくりネットワーク九州・沖縄規約

(目的)

第1条 各法令等を遵守し、事故抑制に資する品質の高い住宅の供給を図るため、住まいづくりネットワーク九州・沖縄（以下、「本会」という。）を設置し、住宅事業者等の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 会員に対する各種情報の提供
- 二 会員に対する、研修会、セミナー等の開催
- 三 設計施工基準の普及並びに適合性確認に関する事業
- 四 その他、当団体の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第3条 本会の規約に賛同し、入会した住宅事業者及び関係団体とする。

(入会)

第4条 この会に入会を希望する事業者は、管轄する支部に入会申込書を提出し、登録されなければならない。

(登録変更)

第5条 会員は、登録した内容に変更が生じた場合には、速やかに管轄する支部に報告しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、この会を退会しようとするときは、管轄する支部に退会届を提出しなければならない。

(会費)

第7条 本会の会費は無料とする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名
理事 8名以内

2 前項に定める会長・副会長は理事の互選により選出、理事は第12条の各支部からの推薦により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第9条 役員会は、毎事業年度一回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 役員会は会長が招集する。

3 役員会の議長は会長が務める。

(審議事項)

第10条 役員会においては、次に掲げる事項を審議する。

- 一 規約の改廃
- 二 事業計画
- 三 事業報告
- 四 その他会長が必要と認める事項

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、平成27年度は7月1日から3月31日までとする。

(事務局及び支部)

第12条 本会の事務局は、大分県大分市生石2丁目1番30号 一般財団法人大分県建築住宅センター内に置く。

2 本会の円滑な運営を図るため次の支部を置く。

福岡県支部 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号アクロス福岡
東オフィスビル3階

一般財団法人福岡県建築住宅センター内

佐賀県支部 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3144番地2
公益財団法人佐賀県建設技術支援機構内

長崎県支部 長崎県長崎市元船町17-1
一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター内

大分県支部 大分県大分市生石2丁目1番30号

一般財団法人大分県建築住宅センター内
熊本県支部 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目32番1号
一般財団法人熊本建築審査センター内
宮崎県支部 宮崎県宮崎市恒久1丁目7番14号
一般財団法人宮崎県建築住宅センター内
鹿児島県支部 鹿児島県鹿児島市新屋敷町16-228
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター内
沖縄県支部 沖縄県宜野湾市普天間I-2-16
一般財団法人沖縄県建設技術センター内

(個人情報の取扱い)

第13条 個人情報の取扱いは、別に定める個人情報保護規程によるものとする。

附 則

この規約は、平成 27年 7月 1日から施行する。

一部改正 平成28年4月1日。